

令和元年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

松 監 第 67 号
令和 2 年 1 月 10 日

様

松山市監査委員	原	田	光	雄
同	飯	尾	隆	哉
同	清	水	尚	美
同	池	田	美	恵

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 松山市中心市街地活性化協議会運営事業補助金	2
2 中小企業振興円卓会議運営補助金	2
3 松山市豪雨災害被災農業者緊急支援事業費補助金	3
4 公民館笑顔あふれる絆づくり推進事業補助金(番町公民館)	3
5 松山市学校保健会運営補助金	4
6 松山市文化創造支援協議会負担金	4
7 三津浜地区にぎわい創出実行委員会負担金	5
8 「まつやま子規亭」開催負担金	5
出資団体監査結果報告	6
1 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	7
公の施設の指定管理者監査結果報告	8
1 道後温泉別館・椿の湯	9
2 松山市北条児童センター	11

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

平成30年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 松山市中心市街地活性化協議会運営事業補助金	松山市中心市街地活性化協議会
2 中小企業振興円卓会議運営補助金	中小企業振興円卓会議
3 松山市豪雨災害被災農業者緊急支援事業費補助金	松山市農業協同組合
4 公民館笑顔あふれる絆づくり推進事業補助金 (番町公民館)	松山市番町公民館事業推進委員会
5 松山市学校保健会運営補助金	松山市学校保健会
6 松山市文化創造支援協議会負担金	松山市文化創造支援協議会
7 三津浜地区にぎわい創出実行委員会負担金	三津浜地区にぎわい創出実行委員会
8 「まつやま子規亭」開催負担金	松山市立子規記念博物館友の会

第2 監査の期間

令和元年9月2日から令和元年10月29日まで

第3 監査の方法

補助金等が目的に従って効果的かつ有意義に使用されているか、また補助金等にかかる経理事務は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市中心市街地活性化協議会運営事業補助金

- (1) 交 付 先 松山市中心市街地活性化協議会 会長 関 啓三
- (2) 補 助 金 額 2,500,000 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 8 月 10 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市中心市街地活性化協議会運営事業補助金交付基準
- (5) 補 助 目 的
松山市中心市街地活性化基本計画や計画の実施に関して必要な事項について意見を述べるとともに、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項について協議し、様々な主体が参加する中心市街地におけるまちづくりを横断的・総合的に調整、サポートする松山市中心市街地活性化協議会の運営及び事業実施に要する経費の一部を支援することを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 中小企業振興円卓会議運営補助金

- (1) 交 付 先 中小企業振興円卓会議 座長 和田 寿博
- (2) 補 助 金 額 4,873,863 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 4 月 20 日
令和 元年 5 月 24 日 (戻入)
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
中小企業振興円卓会議運営補助金交付基準
- (5) 補 助 目 的
経済団体や関係団体等で組織する中小企業振興円卓会議において、今後の施策や事業化等について協議し、中小企業振興計画の策定に関して意見聴取を行うことなどにより、本市が取り組むべき課題や問題点を明確にし、平成 26 年 4 月に施行した松山市中小企業振興基本条例をより実効性のあるものとする事を目的とする。
- (6) 監 査 結 果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3 松山市豪雨災害被災農業者緊急支援事業費補助金

- (1) 交 付 先 松山市農業協同組合 代表理事組合長 阿部 和孝
- (2) 補 助 金 額 8,981,598 円
- (3) 支出年月日 平成 31 年 3 月 20 日
 令和 元年 5 月 31 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市豪雨災害被災農業者緊急支援事業費補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 平成 30 年 7 月豪雨災害の被災農業者に対して、迅速な営農再建に資する取組を行う団体を支援することで、被災農業者の営農意欲の回復と早急な経営再建を図ることを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

4 公民館笑顔あふれる絆づくり推進事業補助金(番町公民館)

- (1) 交 付 先 松山市番町公民館事業推進委員長 小倉 裕
- (2) 補 助 金 額 2,038,655 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 5 月 31 日
 平成 30 年 9 月 28 日
 令和 元年 5 月 17 日 (戻入)
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 公民館笑顔あふれる絆づくり推進事業補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 地域住民の絆を深め、人と人がつながり・支え合う社会を構築するため、住民自らが地域にある素材や特性を活かし、温もりのある絆をより一層深める活動の支援を目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

5 松山市学校保健会運営補助金

- (1) 交 付 先 松山市学校保健会 会長 岡本 茂樹
- (2) 補 助 金 額 1,300,000 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 7 月 10 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
- (5) 補 助 目 的
 関係団体と連携し、学校保健に係る重要事項について専門的知識をもった医師等を委員に
 迎え調査研究する対策委員会を設置し、児童・生徒の健康の保持増進を図るとともに、学校
 保健の普及啓発を行うことを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

6 松山市文化創造支援協議会負担金

- (1) 支 出 先 松山市文化創造支援協議会 会長 寺谷 亮司
- (2) 負 担 金 額 9,865,000 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 4 月 27 日
- (4) 事 業 目 的
 市民、大学、行政等との連携により、文化芸術で市民の創造性や表現力を向上し、心豊
 かで活力のある地域社会の形成に取り組むとともに、松山市文化芸術振興計画の将来ビジ
 ョン「市民全員が“まつやま文化人”」を目指し、松山の文化芸術情報に触れる機会を増
 やすことを目的とした事業である。
- (5) 監 査 結 果
 負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

7 三津浜地区にぎわい創出実行委員会負担金

- (1) 支出先 三津浜地区にぎわい創出実行委員会 委員長 瀬村 要二郎
- (2) 負担金額 19,380,000 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 6 月 11 日
- (4) 事業目的
三津浜地区にある地域資源を活用しながら、地区内外の多様な人が参画するイベントなどを開催することで、地区内のにぎわいの創出や交流人口の拡大を図ることを目的とする。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

8 「まつやま子規亭」開催負担金

- (1) 支出先 松山市立子規記念博物館友の会 会長 宮崎 光彦
- (2) 負担金額 5,016,114 円
- (3) 支出年月日 平成 30 年 5 月 21 日
平成 31 年 3 月 30 日 (戻入)
- (4) 事業目的
「子規が生きていたら興味を持ち、喜ぶもの」「子規の多彩な好奇心を満たし、ともに楽しむ」「『正岡子規』に関連するテーマのもの」「『ことば』を語る、演じる」を基本テーマに公演などを実施し、広く市民に親しみやすく松山市の文化の向上に貢献することを目的とする。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・前金払の報告について

この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第 80 条第 2 項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の平成30年度事業について実施した。

団 体 名
1 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

第2 監査の期間

令和元年9月2日から令和元年10月29日まで

第3 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している原田光雄監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

(1) 基本金 1,150,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
1,150,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的

文化・スポーツを総合的に振興することにより、文化が薫りスポーツ活動に満ち溢れた魅力あるまちづくりを推進し、もって創造性豊かで健全な市民生活の形成と、潤いと活力にあふれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

1) 指定管理業務

- ①松山市総合コミュニティセンター管理運営事業
- ②松山中央公園管理運営事業
- ③松山市民会館管理運営事業
- ④松山市立埋蔵文化財センター管理運営事業
- ⑤松山市野外活動センター管理運営事業
- ⑥北条スポーツセンター及び北条体育館管理運営事業

2) 文化・スポーツ振興等事業

- ①文化振興事業
- ②スポーツ振興事業
- ③発掘調査研究事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の平成30年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
道後温泉コンソーシアム	道後温泉別館・椿の湯
社会福祉法人 松山市社会福祉事業団	松山市北条児童センター

第2 監査の期間

令和元年9月2日から令和元年10月29日まで

第3 監査の方法

協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか、指定管理業務にかかる収支の会計経理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類（協定書、決算諸表、事業報告書等）の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 道後温泉別館・椿の湯

- (1) 指定管理者 道後温泉コンソーシアム 理事長 新山 富左衛門
- (2) 基本協定年月日 平成 29 年 9 月 1 日 (指定期間 平成 29 年 9 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 233,575,778 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|-------------------|----------------------|
| 平成 30 年 4 月 20 日 | 61,400,000 円 (第 1 期) |
| 平成 30 年 7 月 20 日 | 61,300,000 円 (第 2 期) |
| 平成 30 年 10 月 22 日 | 61,300,000 円 (第 3 期) |
| 平成 31 年 1 月 21 日 | 61,300,000 円 (第 4 期) |
| 令和 元年 5 月 21 日 | △11,724,222 円 (戻入) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名 称 道後温泉別館
開 設 平成 29 年 9 月 26 日
所 在 地 松山市道後湯之町 19 番 22 号
構 造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下 1 階／地上 2 階建
延床面積 1,720.57m²

名 称 椿の湯
開 設 昭和 59 年 12 月 15 日
所 在 地 松山市道後湯之町 19 番 22 号
構 造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
延床面積 1,553.44m²

2) 管理業務

- ① 開館・閉館に関する業務
- ② 受付・接客に関する業務
- ③ 施設・設備の管理に関する業務
- ④ 中庭、会議室等の目的外使用許可に関する業務
- ⑤ 案内・集客・宣伝業務
- ⑥ インターネット等を活用した PR・宣伝・情報発信に関する業務
- ⑦ パンフレット等の管理に関する業務
- ⑧ 道後温泉別館及び椿の湯に係る浴場使用料、月受使用料、器具使用料及び物品売払代金の松山市への納入業務
- ⑨ 庶務及び会計事務等に係る業務
- ⑩ 企画運営・イベント実施業務
- ⑪ 備品・消耗品等に関する業務
- ⑫ 入浴用品等、物品の販売に関する業務
- ⑬ 湯量等使用計画及び業務実施状況の報告に関する業務
- ⑭ 緊急事態発生時の処理・対応業務
- ⑮ 職員研修に関する業務
- ⑯ 文書保存・監査等への対応業務
- ⑰ その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①事業報告書等の提出について

基本協定書第 28 条に規定されている事業報告書にあつては毎年度終了後 2 か月以内、四半期別報告書にあつては毎四半期終了後翌月 15 日までを期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。

担当課においては、基本協定に基づき期日までの提出について指導されたい。

②事業報告書の収支報告について

基本協定書第 28 条に規定されている事業報告書のうち、指定管理料の支出状況の報告に一部誤りがあり、そのため基本協定書第 26 条に規定されている指定管理料の精算額に誤りが見受けられた。

事業報告書は、指定管理料の算定の資料となる重要な報告であることから、担当課は提出された書類について必ず関係書類と照合し、数値が適正であることを確認するとともに、指定管理者に対し正確な報告を行うよう指導されたい。

③貸付備品の管理について

指定管理者への貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表 2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や備品シールの貼付のない状況が見受けられた。

貸付備品については、別表として基本協定書に記載することとされており、市の財産を貸し付けるという重要な事項であることから、担当課においては、貸付備品を再度確認し、基本協定や備品台帳について所要の整備を図られたい。

2 松山市北条児童センター

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団 理事長 野志 克仁
- (2) 基本協定年月日 平成 28 年 6 月 17 日 (指定期間 平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 平成 30 年 4 月 1 日

(3) 指定管理料 40,673,789 円

(4) 指定管理料支出日及び金額

平成 30 年 4 月 20 日	12,379,000 円 (第 1 期)
平成 30 年 7 月 10 日	9,771,000 円 (第 2 期)
平成 30 年 10 月 10 日	12,378,000 円 (第 3 期)
平成 31 年 1 月 10 日	9,770,000 円 (第 4 期)
令和 元年 5 月 24 日	△ 3,624,211 円 (戻入)

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

開 設	平成 28 年 7 月 16 日
所 在 地	松山市河野別府 937 番地
構 造	木造平屋建て
延床面積	498.22m ²

2) 事業の実施に関する業務

- ① 児童健全育成活動業務
- ② 遊具等運用管理業務
- ③ 地域における支援業務

3) 児童センターの施設等の利用に関する業務

- ① 施設等利用許可業務
- ② 利用促進業務
- ③ 駐車場整理業務

4) 施設等の維持管理に関する業務

- ① 建築物の点検・保守業務
- ② 設備等の点検・保守業務
- ③ 警備保安業務
- ④ 建築物、設備の修繕
- ⑤ 防火管理者としての業務
- ⑥ 清掃及び廃棄物処理業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。